

交通違反等の申告

あなたが自動車運転の教習を受けられても、交通違反の経歴がありますと、運転免許を取得できないことがありますので、できるだけ詳しく記載して下さい。

- 過去に交通違反を起こしたことはありません。
 過去に交通違反を起こしたことがあります。

交通違反年月日	違反名等	行政処分年月日	免許停止日数

道路交通法および関係法令の定めと学校規定

- 1 教習生は、普通自動車および自動二輪車の教習を9ヵ月以内に、大型特殊自動車の教習を3ヶ月以内に全ての教程を完了しなければなりません。この期間に全教程が完了しない場合は、履修教程は全て無効になります。
- 2 教習生は交通違反、交通事故による免許の取消、停止、保留の事実を報告しなければなりません。これらの場合は、教習を受けて試験に合格しても公安委員会からの免許交付を拒否される場合があります。
- 3 仮免許を受けた教習生は、教習所以外で運転してはなりません。道路交通法(第87条2項後段)に違反して運転した場合は、退学処分と致します。
- 4 技能教習の無断欠席、遅刻の場合は、別に教習料金を支払わなければなりません。欠席する場合は、前日までに(止むを得ない事情があるときは、2時間前まで)その旨を申し出なければなりません。
- 5 法令で定める一定の病気にかかっている方(別紙で説明)は、入校の前に運転免許試験場での運転適性相談が必要です。虚偽の申し出により免許を取得した場合は、罰則(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)が適用されることがあります。
- 6 お客様の個人情報については、教習業務、証明書発行業務及び継続指導等に利用し、お客様からお預かりする個人情報を法令に従って適正かつ細心の注意を払って取り扱うものとします。

校 則 抜 粋

第11条 入学金および教習料金は、別に定めるところによる。

- (1) 入学取消、途中退学の場合、入学金の払戻はしない。
- (2) 教習期限内に退学する場合は、未履修の教習料金を返還する。但し教習期限が過ぎた場合、規定教習時限を越えた場合、および退学処分を受けた場合は、教習料金の払戻はしない。

第13条 管理者(校長)は校内の秩序を乱し、又は教習生としてあるまじき行為のあった者に対して退学を命ずることができる。

第14条 故意に建物、教材、車両等を破損し、又その他の行為により本校に損害を与えた者に対しては、弁償を求めることができる。

誓 約 書

私は、法令の定めおよび校則について、これを遵守することを誓います。

令和 年 月 日

入校生 氏名

印

(18歳未満の方)
保護者 住所

氏名

印 (Tel. - -)